

四国中央市空家等対策協力事業者登録要綱

令和6年1月11日

告示第7号

(目的)

第1条 この告示は、空家等の適正管理（以下「空家等対策」という。）に関する業務等を提供する事業者の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 現に継続して利用していない建築物（その敷地を含む。）及び当該建築物を除却した後の敷地をいう。
- (2) 空家等所有者 空家等に係る所有権その他正当な権利を有する者をいう。

(登録要件)

第3条 登録を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に事業の拠点を有していること。
- (2) 空家等対策に関する業務等について必要な免許、許可、認可等を有し、又は登録をしていること。
- (3) 申請日から起算して過去5年以内において行政庁から不利益処分を受けていないこと。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) 四国中央市暴力団排除条例（平成23年四国中央市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有している者でないこと。

(登録申請)

第4条 登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四国中央市空家等対策協力事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 免許、許可、認可等を有し、又は登録をしていることを確認できる書類
- (3) 市税等に未納がないことを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(登録等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、登録することが適当と認めるときは四国中央市空家等対策協力事業者登録決定通知書（様式第3号）により、登録することが不適当と認めるときは四国中央市空家等対策協力事業者不登録決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録することが適当と認められた旨の通知をした場合は、当該申請者を四国中央市空家等対策協力事業者（以下「協力事業者」という。）として登録するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 協力事業者は、前条第2項の規定による登録を受けた内容を変更しようとする場合は、四国中央市空家等対策協力事業者登録内容変更届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(登録辞退の届出)

第7条 協力事業者は、登録を辞退しようとする場合は、速やかに四国中央市空家等対策協力事業者登録辞退届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し等)

第8条 市長は、協力事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) この告示に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

3 市長は、登録を取り消すことを決定した場合は、四国中央市空家等対策協力事業者登録取消決定通知書(様式第7号)により登録者に通知するものとする。

(情報提供の方法)

第9条 市長は、協力事業者に関する情報を市ホームページに掲載する方法により公開するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、空家等所有者に協力事業者に関する情報を提供することができる。

(情報提供事業者の責務)

第10条 協力事業者は、空家等対策に関する業務等の提供及び当該業務等に関する相談について、誠実かつ適切に対応するとともに、市長が求めたときはその状況を報告するものとする。

(事業者と所有者の交渉等)

第11条 市長は協力事業者と空家等所有者との間における空家等対策に係る業務の提供に関する交渉及び契約については、これに関与しないものとする。

(その他)

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

四国中央市空家等対策協力事業者登録申請書

年 月 日

四国中央市長 様

商号又は名称

代表者職氏名

協力事業者の登録を受けたいので、四国中央市空家等対策協力事業者登録要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請事項

所在地			
電話番号		F A X 番号	
メールアドレス			
ホームページアドレス			
提供できる業務等の種類	(1) 空家活用に関する相談 (2) 空家の管理 (3) 空家の修繕 (4) 空家の解体 (5) 家財及び不用物の片付け (7) 敷地内の草刈り及び樹木の剪定 (8) ハチの巣の駆除等の動物への対応 (9) 相続に関する総合相談 (10) 未登記建物又は土地境界確認 (11) その他 ()		
提供できる業務等に関する免許等の名称			
備考			

2 添付書類

- (1) 誓約書
- (2) 免許、許可、認可等を有し、又は登録をしていることを確認できる書類
- (3) 市税等に未納がないことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認めるもの

誓約書

年 月 日

四国中央市長 様

協力事業者の登録に係る申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 事業者は、四国中央市空家等対策協力事業者登録要綱第3条に規定する次の要件を全て満たしています。
 - (1) 市内に事業の拠点を有していること。
 - (2) 空家等対策に関する業務等に関して必要な免許、許可、認可等を有し、及び登録をしていること。
 - (3) 申請日から起算して過去5年以内において行政庁から不利益処分を受けていないこと。
 - (4) 市税等の滞納がないこと。
 - (5) 四国中央市暴力団排除条例（平成23年四国中央市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有していないこと。
- 2 空家所有者等との交渉等により得られた個人情報その他の情報の取扱いについて十分配慮するものとし、個人情報を不正に利用し、又は外部に提供するようなことはしません。
- 3 四国中央市空家等対策協力事業者登録要綱の規定に基づき、空家等対策に関する業務等の提供の内容、料金その他必要な事項については、協力事業者と空家等所有者等との双方で協議のうえ契約し、その業務を誠実に履行します。

年 月 日

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

様式第3号（第5条関係）

四国中央市空家等対策協力事業者登録決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付で申請のあった協力事業者の登録について、下記のとおり登録が完了したので、四国中央市空家等対策協力事業者登録要綱第5条の規定により、通知します。

記

登録番号	
登録日	
提供できる業務等	

様式第4号（第5条関係）

四国中央市空家等対策協力事業者不登録決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申請のありました協力事業者の登録について、下記のとおり登録しないことと決定しましたので、四国中央市空家等対策協力事業者登録要綱第5条の規定により、通知します。

記

1 不登録の理由

様式第5号（第6条関係）

四国中央市空家等対策協力事業者登録内容変更届出書

年 月 日

四国中央市長 様

商号又は名称

代表者職氏名

協力事業者の登録の内容を変更したいので、四国中央市空家等対策協力事業者登録要綱第6条の規定により、下記のとおり届出をします。

記

登録番号 第 号

変更内容 様式第1号による

注 様式第1号に変更する箇所を記載のうえ、提出してください。

様式第6号（第7条関係）

四国中央市空家等対策協力事業者登録辞退届出書

年 月 日

四国中央市長 様

商号又は名称
代表者職氏名

協力事業者の登録を辞退したいので、四国中央市空家等対策協力事業者登録要綱第7条の規定により、下記のとおり届出をします。

記

登録番号	
辞退する理由	

様式第7号（第8条関係）

四国中央市空家等対策協力事業者登録取消通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

協力事業者の登録を取り消したので、四国中央市空家等対策協力事業者登録要綱第9条の規定により通知します。

記

1 取消の理由